

別紙2 住宅性能評価の等級

品確法に基づく市営住宅の住宅性能評価の等級を、以下のとおりとする。なお、附帯施設（集会所、駐車場、駐輪場）の等級については、建築基準法により確保される水準以上とする。

	表示すべき事項	表示方法	説明する事項
1・構造の安定に関すること	1-1：耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	評価方法基準による。	建築基準法により確保される水準
	1-2：耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	評価方法基準による。	建築基準法により確保される水準
	1-4：耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	評価方法基準による。	建築基準法により確保される水準
	1-6：地盤又は杭の許容支持力等級及びその設定方法	地盤の許容応力度又は杭の許容支持力及び地盤調査の方法その他それらの根拠となった方法を明示する。	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法
	1-7：基礎の構造方式及び形式等	直接基礎にあつては基礎の構造方式及び形式を、杭基礎にあつては杭種、杭径及び杭長を明示する。	基礎の構造方式及び形式等
2・火災時の安全に関すること	2-1：感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	評価方法基準による。	建築基準法・消防法により確保される水準
	2-2：感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時)	評価方法基準による。	建築基準法・消防法により確保される水準
	2-3：避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)	評価方法基準による。	建築基準法・消防法により確保される水準
	2-4：脱出対策（火災時）	次のイから二までのうち、該当する脱出対策を明示する。この場合において、ハ又は二を明示するときは、具体的な脱出手段を併せて明示する。 イ. 直通階段に直接通ずるバル	建築基準法・消防法により確保される水準
	2-5：耐火等級 (延焼のおそれのある部分（開口部）)	評価方法基準による。	建築基準法・消防法により確保される水準
	2-6：耐火等級 (延焼のおそれのある部分（開口部以外）)	評価方法基準による。	建築基準法・消防法により確保される水準
	2-7：耐火等級（界壁及び界床）	評価方法基準による。	建築基準法・消防法により確保される水準
3・劣化の軽減に関すること	3-1：劣化対策等級 (構造躯体等)	評価方法基準による。	等級3

表示すべき事項		表示方法	説明する事項
こ4・維持管理への配慮に関する	4-1：維持管理対策等級（専用配管）	評価方法基準による。	等級2
	4-2：維持管理対策等級（共用配管）	評価方法基準による。	等級2
	4-3：更新対策（共用排水管）	評価方法基準による。	等級2
	4-4：更新対策（住戸専用部）	空家改修工事や設備機能更新時のコスト縮減に配慮した内容	住宅専用部の空間の高さ、間取り変更の障害になるものの有無を表示。
に5関・温熱環境と	5-1：省エネルギー対策等級	熱貫流率等による評価方法	等級3
6・空気環境に関すること	6-1：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン対策（内装）	次のイからハまでのうち、該当するものを明示する。この場合において、ロを明示するときは、使用する特定木質建材のそれぞれについて、その名称及びホルムアルデヒド放散等級を併せて明示する。 イ．製材等を使用する	等級3
	6-2：全般換気対策	次のイからハまでのうち、該当する一の全般換気対策を明示する。 イ 一定の換気量を確保するために常時の機械換気 ロ 一定の換気量を確保するために常時の自然換気 ハ その他	全般換気対策
	6-2：局所換気対策	次のイのa又はbのうち、該当する居室の換気対策を明示し、かつ、次のロのaからcまでのうち、便所、浴室及び台所のそれぞれについて、該当する局所換気対策を明示する。この場合において、イのbを明示するときは、具体的な換気対策を併せて明示する。 イ．居室の換気対策 a．機械換気設備 b．その他 ロ．局所換気対策 a．機械換気設備 b．換気のできる窓 c．なし	建築基準法により確保される水準の換気対策、居室の換気対策、局所換気対策
	6-3：室内空気中の化学物質の濃度等	特定測定物質ごとに、次のイからハまでに掲げるものを明示する。 イ．特定測定物質の名称 ロ．特定測定物質の濃度 ハ．特定測定物質の濃度を測定するために必要とする器具の名称 ニ．採取を行った年月日、採取を行った時刻又は採取を開始した時刻及び終了した時刻並びに内装仕上げ工事の完了した年月日 ホ．採取条件	・室内空気中の化学物質の濃度等 ・調査方法は、「別紙3 化学物質屋内濃度調査要領」による。

表示すべき事項		表示方法	説明する事項
こと 7・光・視環境に関する	7-1: 単純開口率	単純開口率を明示する	建築基準法により確保される水準
	7-2: 方位別開口比	東面、南面、西面、北面及び真上の各方位について、方位別開口比を明示する。	建築基準法により確保される水準
8・音環境に関すること	8-1: 重量床衝撃音対策 (8-2といずれかを選択)	相当スラブ厚(重量床衝撃音)による評価方法	等級2
	8-2: 軽量床衝撃音対策 (8-1といずれかを選択)	評価方法基準による。	等級2
	8-3: 透過損失等級 (界壁)	評価方法基準による。	建築基準法により確保される水準
	8-4: 透過損失等級 (外壁開口部)	評価方法基準による。	等級2
配慮・高齢者等へのこと	9-1: 高齢者等の配慮対策等級 (専用部分)	評価方法基準による。	等級3
	9-2: 高齢者等の配慮対策等級 (共用部分)	評価方法基準による。	等級3
10・防犯に関すること	10-1: 開口部の侵入防止対策	—	侵入防止対策に配慮した内容を表示